

太田市手話通訳者設置事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に手話通訳者を設置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」という。）が手話通訳を通じ意思の疎通を円滑に行うことにより社会参加を促進することを目的とする。

(手話通訳者の業務)

第2条 手話通訳者の業務は、次に掲げる聴覚障がい者等に対する手話通訳業務を主とし、一般的事務等、本事業の趣旨に反する業務を主としてはならない。

(1) 聴覚障がい者等が来庁した場合の庁内用務に係る通訳業務及び一般的相談

(2) 市が実施する手話通訳者派遣事業に関する業務

(設置場所)

第3条 手話通訳者を設置する場所は、太田市役所内のほか、市長が障がい者等の利便を考慮して、相当と認めた場所とする。

(広域設置)

第4条 手話通訳者は、群馬県内の他市町村と共同で設置することができるものとし、設置方法等については、関係市町村で協議のうえ定める。

(手話通訳者の資格)

第5条 手話通訳者は、身体障がい者の福祉に理解を有する者で、手話通訳の経験があり、手話通訳の資質を有する者とする。

(活動内訳書)

第6条 手話通訳者は、手話通訳活動に従事した場合には、手話通訳活動内訳書（様式第1号）に必要な事項を記載するものとする。

(通訳者の健康管理)

第7条 市長は、手話通訳者に職業病検診（けい肩腕障害検診）を受診させるなど、手話通訳者健康管理に配慮しなければならない。

(研修)

第8条 市長は、手話通訳者に対し、その業務遂行上必要な知識及び技術を身に付けるための研修を行うものとする。

(守秘義務)

第9条 手話通訳者は、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委託)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、事業の実施を障がい者の福祉に理解を有する団体に委託することができる。

2 前項の規定により、事業の実施を委託した場合は、市長は、その実施に必要な費用を委託した団体（以下「受託者」という。）に支払うものとする。

（報告等）

第11条 受託者は、毎翌月10日までに手話通訳執務状況報告書（様式第2号）により市長に報告しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。